

令和元年第5回

石川県議会定例会議案

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	令和元年度石川県一般会計補正予算（第 2 号）	1
議案第 2 号	令和元年度石川県公営競馬特別会計補正予算（第 1 号）	9
議案第 3 号	令和元年度石川県港湾整備特別会計補正予算（第 1 号）	11
議案第 4 号	令和元年度石川県立中央病院事業会計補正予算（第 1 号）	15
議案第 5 号	令和元年度石川県立高松病院事業会計補正予算（第 1 号）	17
議案第 6 号	令和元年度石川県水道用水供給事業会計補正予算（第 1 号）	19
議案第 7 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	21
議案第 8 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	49
議案第 9 号	石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例について	53
議案第10号	石川県手数料条例の一部を改正する条例について	57
議案第11号	当せん金付証票の発売について	59
議案第12号	「財産の取得について」の議決の一部変更について（消防防災ヘリコプター）	61
議案第13号	財産の取得について（移動式伸縮通路）	63
議案第14号	公の施設の指定管理者の指定について	65
議案第15号	請負契約の締結について（主要地方道 金沢美川小松線 地方道改築 4 類工事（手取川橋梁 A 1 - P 3 上部工））	67
議案第16号	請負契約の締結について（一般国道415号 国道改築 6 類工事（(仮)羽咋トンネル 1 工区））	69
議案第17号	請負契約の締結について（一般国道415号 国道改築 6 類工事（(仮)羽咋トンネル 2 工区））	71
報告第 1 号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について（東京国立近代美術館工芸館移転整備工事（建築））	73
報告第 2 号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	75
報告第 3 号	県営住宅の明渡し等請求事件に係る訴えの提起の専決処分の報告について	77
報告第 4 号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	79

議案第1号

令和元年度石川県一般会計補正予算(第2号)

令和元年度の石川県一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,185,120千円を追加し、歳入歳出それぞれ580,121,946千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和元年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の変更及び追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

(繰越明許費)

第4条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表 繰越明許費」による。

令和元年12月3日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 令和元年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び金		千円 3,763,149	千円 170,816	千円 3,933,965
	2 負担金	3,633,240	170,816	3,804,056
8 使用料及び料		7,868,717	3,776	7,872,493
	2 手数料	1,963,806	3,776	1,967,582
9 国庫支出金		63,599,042	2,638,218	66,237,260
	1 国庫負担金	31,263,935	1,562,647	32,826,582
	2 国庫補助金	30,352,170	1,075,571	31,427,741
13 繰越金		312,820	55,893	368,713
	1 繰越金	312,820	55,893	368,713
14 諸収入		58,656,514	360,417	59,016,931
	6 雑収入	6,583,146	360,417	6,943,563
15 県債		85,136,000	2,956,000	88,092,000
	1 県債	85,136,000	2,956,000	88,092,000
歳入合計		573,936,826	6,185,120	580,121,946

議案第一号 令和元年度石川県一般会計補正予算 歳入

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		千円 1,199,102	千円 3,203	千円 1,202,305
	1 議 会 費	1,199,102	3,203	1,202,305
2 総 務 費		74,571,244	15,277	74,586,521
	1 総 務 管 理 費	11,060,845	8,256	11,069,101
	2 徴 税 費	58,073,329	3,609	58,076,938
	3 市 町 村 振 興 費	1,303,442	1,042	1,304,484
	5 防 災 救 助 費	2,805,228	1,486	2,806,714
	6 人 事 委 員 会 費	92,067	306	92,373
	7 監 査 委 員 費	211,169	578	211,747
3 企 画 振 興 費		24,292,701	2,911	24,295,612
	1 企 画 振 興 費	24,292,701	2,911	24,295,612
4 県 民 文 化 費 ス ポ ー ツ 費		6,249,187	4,715	6,253,902
	1 県 民 費	1,270,151	2,045	1,272,196
	2 文 化 ス ポ ー ツ 費	4,979,036	2,670	4,981,706
5 健 康 福 祉 費		86,615,942	16,324	86,632,266
	1 高 齢 者 福 祉 費	33,950,888	2,163	33,953,051
	2 子 育 て 福 祉 費	15,166,747	3,440	15,170,187
	3 障 害 福 祉 費	11,368,195	700	11,368,895
	4 地 域 福 祉 費	14,239,082	506	14,239,588
	5 健 康 推 進 費	4,811,777	6,158	4,817,935
	6 生 活 衛 生 費	202,398	360	202,758
	7 医 薬 看 護 費	6,876,855	2,997	6,879,852

款	項	補正前の額	補正額	計
6 生活環境費		千円 2,557,348	千円 3,049	千円 2,560,397
	1 生活環境費	2,557,348	3,049	2,560,397
7 商工労働費		41,454,959	6,655	41,461,614
	1 商工費	39,793,664	4,870	39,798,534
	2 労働費	1,575,703	1,619	1,577,322
	3 労働委員会費	85,592	166	85,758
8 観光費		2,965,493	2,458	2,967,951
	1 観光戦略推進費	2,965,493	2,458	2,967,951
9 農林水産業費		36,968,254	29,572	36,997,826
	1 農業費	17,649,124	9,800	17,658,924
	2 畜産業費	1,426,322	11,163	1,437,485
	3 農地費	9,961,242	3,584	9,964,826
	4 林業費	5,564,541	2,532	5,567,073
	5 水産業費	2,367,025	2,493	2,369,518
10 土木費		72,415,583	5,725,514	78,141,097
	1 土木管理費	628,007	1,089	629,096
	2 道路橋りょう費	33,899,560	2,509,983	36,409,543
	3 河川海岸費	18,321,193	2,512,825	20,834,018
	4 港湾費	6,504,360	15,512	6,519,872
	5 都市計画費	10,868,053	684,178	11,552,231
	6 建築住宅費	2,194,410	1,927	2,196,337
11 警察費		25,137,935	81,074	25,219,009
	1 警察管理費	23,483,701	81,074	23,564,775

款	項	補正前の額	補正額	計
12 教育費		千円 101,209,650	千円 293,434	千円 101,503,084
	1 教育総務費	12,784,660	5,949	12,790,609
	2 小中学校費	54,156,345	198,451	54,354,796
	3 高等学校費	23,910,449	62,353	23,972,802
	4 特別支援学校費	8,095,250	26,681	8,121,931
13 災害復旧費		4,367,516	934	4,368,450
	1 農林水産業施設 災害復旧費	1,666,598	273	1,666,871
	2 土木施設災害復旧費	2,700,918	661	2,701,579
歳 出 合 計		573,936,826	6,185,120	580,121,946

第2表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和元年度道路建設費	令和2年度 令和3年度	5,550,000 ^{千円}	令和2年度 令和3年度	5,740,000 ^{千円}
令和元年度道路整備費	令和2年度 令和3年度	450,000	令和2年度 令和3年度	1,185,000
令和元年度河川改良費	自 令和2年度 至 令和4年度	2,380,000	自 令和2年度 至 令和4年度	2,390,000
庁 舎 管 理 費			令和2年度	367,000
のと里山空港管理運営費			令和2年度	49,000
県庁舎総合案内費			令和2年度	12,000
石川四高記念文化交流館運営費			令和2年度	4,000
美術館運営費			令和2年度	30,000
歴史博物館運営費			令和2年度	20,000
金沢港クルーズターミナル 管 理 費			自 令和2年度 至 令和4年度	414,000
令和元年度河川整備費			令和2年度	90,000
令和元年度土木施設災害復旧費			令和2年度	200,000
令和元年度港湾管理費			令和2年度	75,000
令和元年度港湾災害復旧費			令和2年度	60,000
兼六園管理費			令和2年度	60,000
金沢城公園管理費			令和2年度	42,000
運転者講習費			令和2年度	84,000
運転免許受付費			令和2年度	20,000
交通指導取締活動費			令和2年度	86,000
一般交通安全施設整備費			令和2年度	107,000

議案第一号 令和元年度石川県一般会計補正予算 債務負担行為

第4表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
9 農林水産業費			千円 200,000
	3 農地費		200,000
		広域営農団地農道整備事業費	200,000
10 土木費	2 道路橋りょう費		3,290,485
		国道改築費	971,374
		地方道改築費	1,498,433
		橋りょう補修費	200,000
		道路施設長寿命化対策事業費	520,678
		いしかわ広域交流幹線軸 道路整備事業費	100,000
		3 河川海岸費	4,589,000
		広域河川改修費	2,956,000
		堰堤改良費	190,000
		通常砂防事業費	631,000
		地すべり対策事業費	369,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	231,000
		海岸侵食対策費	212,000
	5 都市計画費		1,621,515
		土地区画整理事業費	144,799
街路事業費		1,476,716	
合	計		9,701,000

議案第一号 令和元年度石川県一般会計補正予算 繰越明許費

議案第2号

令和元年度石川県公営競馬特別会計補正予算(第1号)

令和元年度の石川県公営競馬特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ586千円を追加し、歳入歳出それぞれ16,523,936千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和元年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出補正予算」による。

令和元年12月3日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 令和元年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 収益事業収入		千円 15,658,947	千円 586	千円 15,659,533
	1 収益事業収入	15,658,947	586	15,659,533
歳入合計		16,523,350	586	16,523,936

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競馬費		千円 16,523,350	千円 586	千円 16,523,936
	1 公営競馬費	16,520,925	586	16,521,511
歳出合計		16,523,350	586	16,523,936

議案第二号 令和元年度石川県公営競馬特別会計補正予算

議案第3号

令和元年度石川県港湾整備特別会計補正予算(第1号)

令和元年度の石川県港湾整備特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,856,774千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和元年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出補正予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和元年12月3日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 令和元年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 114,702	千円 14,000	千円 128,702
	1 繰入金	114,702	14,000	128,702
3 諸収入		130,820	14,000	144,820
	1 雑収入	130,820	14,000	144,820
5 財産収入		—	7,000	7,000
	1 財産運用収入	—	7,000	7,000
歳入合計		1,821,774	35,000	1,856,774

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾整備事業費		千円 1,821,774	千円 35,000	千円 1,856,774
	1 管理費	191,915	35,000	226,915
歳出合計		1,821,774	35,000	1,856,774

議案第三号 令和元年度石川県港湾整備特別会計補正予算

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
金 沢 港 引 船 管 理 費	令 和 2 年 度	24,000 ^{千円}
金沢港ガントリークレーン1号機復旧費	令 和 2 年 度	350,000

議案第三号 令和元年度石川県港湾整備特別会計補正予算

議案第4号

令和元年度石川県立中央病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和元年度の石川県立中央病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和元年度石川県立中央病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		既決予定額	補正予定額	計
科 目				
第1款	病院事業費用	23,631,129千円	32,019千円	23,663,148千円
第1項	医業費用	23,249,638千円	32,019千円	23,281,657千円

(債務負担行為)

第3条 予算第5条に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎管理等 業務委託費	令和2年度	462,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条中「9,823,085千円」を「9,855,104千円」に改める。

令和元年12月3日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第5号

令和元年度石川県立高松病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和元年度の石川県立高松病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和元年度石川県立高松病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出				
科 目	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 病院事業費用	3,347,224千円	6,504千円	3,353,728千円	
第1項 医業費用	3,290,840千円	6,504千円	3,297,344千円	

(債務負担行為)

第3条 予算第5条に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
医事等業務委託費	自 令和2年度 至 令和4年度	360,000千円
庁舎管理等業務委託費	令和2年度	49,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条中「2,343,901千円」を「2,350,405千円」に改める。

令和元年12月3日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第6号

令和元年度石川県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和元年度の石川県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和元年度石川県水道用水供給事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中(3)を次のとおり補正する。

区 分	既決予定額	補正予定額	計
(3) 主要な建設改良事業			
送水施設建設改良事業費	2,170,000千円	260,000千円	2,430,000千円
(うち債務負担行為額)	150,000千円	260,000千円	410,000千円)

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		既決予定額	補正予定額	計
科 目				
第1款 水道用水供給事業費用		5,488,054千円	1,279千円	5,489,333千円
第1項 営業費用		5,310,171千円	1,279千円	5,311,450千円
(債務負担行為)				

第4条 予算第5条中「150,000千円」を「410,000千円」に改める。また、予算第5条に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
既存送水管 修繕費	令和2年度	600,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条中「486,302千円」を「487,581千円」に改める。

令和元年12月3日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第七号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年十二月三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「、若しくは失職し」を削る。

第十九条の二第二号中「(法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第二十条第一項中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「、若しくは失職し」を削り、「百分の九十二・五」を「百分の九十七・五」に、「百分の百十二・五」を「百分の百十七・五」に改める。

第二十四条第七項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第三項又は第四項の規定の」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円	146,500	196,000	232,100	264,800	290,400	320,000	363,800	409,100	459,500
2		147,600	197,800	233,700	266,600	292,600	322,200	366,400	411,500	462,600
3		148,800	199,600	235,200	268,400	294,700	324,500	368,800	414,000	465,600
4		149,900	201,400	236,800	270,500	296,700	326,700	371,400	416,400	468,600
5		151,000	202,900	238,200	272,300	298,600	328,900	373,300	418,300	471,600
6		152,100	204,700	239,900	274,100	300,700	330,900	375,800	420,600	474,600
7		153,200	206,500	241,400	275,900	302,900	333,100	378,100	422,700	477,600
8		154,300	208,300	243,000	277,900	304,900	335,300	380,600	424,900	480,800
9		155,300	209,900	244,100	279,900	306,800	337,200	383,000	426,900	483,500
10		156,700	211,700	245,600	281,900	309,100	339,400	385,700	429,000	486,600
11		158,000	213,500	247,200	283,800	311,300	341,400	388,300	431,100	489,600
12		159,300	215,300	248,500	285,700	313,700	343,600	391,000	433,200	492,700
13		160,500	216,700	250,000	287,700	315,800	345,400	393,400	434,900	495,400
14		162,000	218,500	251,400	289,600	317,900	347,400	395,700	436,700	497,700
15		163,500	220,200	252,700	291,500	320,100	349,400	398,000	438,800	500,000
16		165,100	222,000	254,100	293,300	322,200	351,400	400,400	440,800	502,300
17		166,300	223,700	255,600	295,100	324,100	353,100	402,200	442,700	504,400
18		167,800	225,400	257,100	297,100	326,100	355,200	404,200	444,500	505,800
19		169,300	227,000	258,800	299,200	328,100	357,000	406,100	446,300	507,300
20		170,800	228,600	260,600	301,200	330,100	358,900	407,900	448,000	508,700
21		172,100	230,100	262,200	303,100	331,800	360,800	409,800	449,800	509,900
22		174,800	231,800	263,900	305,200	333,900	362,700	411,600	451,300	511,300
23		177,400	233,400	265,500	307,200	335,900	364,700	413,400	452,700	512,800
24		180,000	235,000	267,100	309,300	338,000	366,600	415,300	454,200	514,300
25		182,600	236,000	269,000	311,000	339,400	368,600	417,100	455,600	515,400
26		184,300	237,500	270,800	313,100	341,300	370,500	418,600	456,900	516,500
27		185,900	238,900	272,600	315,200	343,200	372,500	420,100	458,200	517,700
28		187,600	240,100	274,300	317,200	345,100	374,500	421,700	459,400	518,900
29		189,200	241,300	276,000	318,900	346,700	376,000	423,300	460,400	519,900
30		190,900	242,500	277,700	320,900	348,600	377,800	424,600	461,100	520,800
31		192,700	243,500	279,500	323,000	350,500	379,600	425,900	461,900	521,700
32		194,400	244,700	281,000	325,100	352,300	381,200	427,100	462,600	522,700
33		196,000	246,000	282,500	326,300	354,200	383,000	428,300	463,300	523,500
34		197,400	247,000	284,400	328,300	356,100	384,400	429,600	464,100	524,400
35		198,900	248,200	286,200	330,200	357,900	385,900	430,900	464,800	525,100
36		200,400	249,500	288,100	332,300	359,600	387,500	432,100	465,400	525,600

37	201,700	250,400	289,700	334,200	361,000	388,900	433,300	465,900	526,300
38	203,000	251,700	291,400	336,100	362,300	390,100	434,100	466,500	526,900
39	204,200	252,900	293,200	338,100	363,700	391,300	434,900	467,100	527,700
40	205,500	254,200	295,000	340,000	365,100	392,400	435,700	467,700	528,300
41	206,800	255,600	296,500	341,900	366,400	393,500	436,300	468,200	528,800
42	208,100	257,000	298,200	343,800	367,300	394,700	437,000	468,700	
43	209,400	258,200	299,700	345,600	368,400	395,900	437,700	469,100	
44	210,700	259,400	301,300	347,500	369,500	397,100	438,400	469,400	
45	211,800	260,600	302,900	349,000	370,300	397,800	439,300	469,700	
46	213,100	261,800	304,600	350,400	371,200	398,500	440,100		
47	214,400	263,100	306,200	351,900	372,100	399,200	440,500		
48	215,700	264,200	307,900	353,400	373,000	399,900	441,200		
49	216,800	265,300	308,800	355,100	373,900	400,500	441,700		
50	217,900	266,400	310,300	355,900	374,700	401,100	442,100		
51	218,900	267,700	311,800	357,100	375,500	401,600	442,500		
52	220,000	269,000	313,500	358,100	376,300	402,000	442,900		
53	221,100	270,000	315,100	359,000	377,000	402,400	443,300		
54	222,100	271,100	316,700	360,100	377,700	402,700	443,700		
55	223,000	272,500	318,300	361,000	378,400	403,000	444,100		
56	224,000	273,800	319,800	362,100	379,100	403,300	444,400		
57	224,300	274,700	321,300	363,000	379,600	403,600	444,700		
58	225,100	275,700	322,500	363,700	380,200	403,900	445,100		
59	225,900	276,600	323,700	364,400	380,800	404,200	445,400		
60	226,600	277,700	324,900	365,100	381,500	404,500	445,700		
61	227,300	278,800	325,600	365,500	381,900	404,800	446,000		
62	228,300	279,800	326,500	366,100	382,600	405,100			
63	229,100	280,700	327,300	366,800	383,200	405,400			
64	230,000	281,700	328,100	367,500	383,800	405,700			
65	230,700	282,200	329,000	367,800	384,200	406,000			
66	231,400	283,100	329,400	368,500	384,800	406,300			
67	232,300	283,800	330,100	369,200	385,400	406,600			
68	233,300	284,700	330,900	369,900	386,000	406,900			
69	234,000	285,700	331,700	370,200	386,400	407,100			
70	234,600	286,500	332,400	370,800	386,900	407,400			
71	235,100	287,300	333,100	371,500	387,400	407,700			
72	235,800	288,100	333,800	372,100	388,000	408,000			
73	236,600	288,900	334,300	372,400	388,300	408,200			
74	237,200	289,400	334,900	373,000	388,700	408,500			
75	237,800	289,800	335,400	373,700	389,100	408,800			
76	238,300	290,300	336,000	374,300	389,500	409,000			
77	239,000	290,500	336,300	374,700	389,800	409,200			
78	239,700	290,800	336,800	375,200	390,100	409,500			
79	240,400	291,000	337,200	375,800	390,400	409,800			
80	240,900	291,400	337,700	376,300	390,700	410,000			

再任
用職
員以
外の
職員

議案第七号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

81	241,400	291,600	338,100	376,800	390,900	410,200
82	242,100	291,800	338,600	377,400	391,200	410,500
83	242,800	292,200	339,100	377,900	391,500	410,800
84	243,500	292,500	339,600	378,200	391,700	411,000
85	244,100	292,800	339,900	378,600	391,900	411,200
86	244,800	293,100	340,300	379,100	392,200	
87	245,500	293,400	340,800	379,500	392,500	
88	246,200	293,800	341,200	379,900	392,700	
89	246,700	294,100	341,500	380,300	392,900	
90	247,200	294,500	341,900	380,800	393,200	
91	247,500	294,800	342,400	381,200	393,500	
92	247,900	295,200	342,800	381,600	393,700	
93	248,200	295,400	343,000	381,900	393,900	
94		295,600	343,400			
95		295,900	343,900			
96		296,300	344,300			
97		296,500	344,500			
98		296,800	344,900			
99		297,200	345,300			
100		297,600	345,600			
101		297,800	345,900			
102		298,100	346,300			
103		298,500	346,700			
104		298,800	347,100			
105		299,000	347,600			
106		299,300	348,000			
107		299,700	348,400			
108		300,000	348,800			
109		300,200	349,300			
110		300,600	349,700			
111		301,000	350,000			
112		301,300	350,300			
113		301,500	350,800			
114		301,700				
115		302,000				
116		302,400				
117		302,600				
118		302,800				
119		303,100				
120		303,400				
121		303,800				
122		304,000				
123		304,300				
124		304,600				

125	304,900									
再任用職員	188,200	215,700	255,800	275,300	290,400	315,900	357,700	390,800	442,100	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条、第25条の2及び附則第18項に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係) 公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円	170,300	186,000	212,100	251,900	295,000	321,000	348,400	382,800	423,800
2		172,000	187,700	214,100	253,700	296,800	323,200	350,600	385,000	425,600
3		173,800	189,600	216,100	255,500	298,900	325,300	352,900	386,900	427,500
4		175,500	191,400	218,100	257,300	301,200	327,300	355,200	389,000	429,400
5		176,900	193,200	220,100	259,000	302,900	329,500	357,200	390,700	430,800
6		178,800	195,500	221,900	260,800	305,000	331,400	359,300	392,700	432,500
7		180,600	197,800	223,900	262,400	307,000	333,600	361,500	394,500	434,100
8		182,500	200,100	225,800	264,100	309,100	335,600	363,700	396,300	435,600
9		184,100	202,100	227,900	265,400	311,000	337,300	365,400	398,100	437,200
10		185,800	204,700	229,800	267,000	313,300	339,600	367,600	400,100	439,000
11		187,500	207,200	231,600	268,300	315,400	341,800	369,600	402,100	440,600
12		189,300	209,700	233,400	269,600	317,400	344,100	371,800	404,200	442,200
13		191,100	211,900	235,200	271,000	319,500	346,100	373,600	405,900	443,300
14		193,200	213,700	237,100	272,500	321,500	348,200	375,700	408,000	444,900
15		195,300	215,500	239,000	273,600	323,600	350,400	377,700	410,000	446,700
16		197,400	217,300	240,900	274,900	325,600	352,500	379,800	412,100	448,500
17		199,500	219,200	242,400	275,600	327,300	354,500	381,400	413,800	450,100
18		201,900	220,900	244,200	277,000	329,600	356,600	383,400	415,500	451,900
19		204,300	222,800	246,000	278,400	331,700	358,600	385,300	417,200	453,700
20		206,700	224,600	247,800	279,700	334,000	360,700	387,300	418,800	455,400
21		209,100	226,300	249,400	281,000	335,900	362,400	389,000	420,500	457,000
22		210,900	228,100	250,800	282,200	337,900	364,400	391,100	422,100	458,700
23		212,600	230,000	252,000	283,500	340,000	366,200	393,200	423,500	460,300
24		214,400	231,800	253,300	285,000	342,000	368,300	395,200	425,000	462,100
25		216,300	233,400	254,600	286,200	343,900	370,000	397,000	426,300	463,600
26		218,000	235,100	255,800	287,900	346,000	372,000	399,000	427,700	465,000
27		219,800	236,800	257,100	289,900	347,900	374,000	401,100	429,200	466,500
28		221,500	238,500	258,300	291,900	349,900	376,000	403,200	430,800	467,800
29		223,400	239,700	259,400	293,800	351,700	377,800	404,700	432,100	469,000
30		225,200	241,500	260,500	295,700	353,800	379,900	406,500	433,800	469,700
31		227,000	243,300	261,700	297,400	355,700	382,000	408,200	435,500	470,400
32		228,800	245,100	262,800	299,200	357,800	384,000	409,900	437,100	471,100
33		230,500	246,500	263,300	300,900	359,200	385,900	411,600	438,600	471,600
34		232,200	248,000	264,500	302,600	361,200	388,000	413,100	440,300	472,400
35		233,900	249,300	265,600	304,400	363,100	390,100	414,700	442,000	473,100
36		235,600	250,700	266,600	306,100	365,200	392,000	416,200	443,600	473,700

37	236,800	252,000	267,400	307,900	367,100	393,700	417,500	445,000	474,000
38	238,600	253,300	268,600	309,500	369,200	395,200	419,000	445,700	474,600
39	240,400	254,500	269,600	311,300	371,200	396,500	420,500	446,400	475,100
40	242,200	255,700	270,600	312,800	373,200	398,000	422,000	447,100	475,600
41	243,600	256,800	271,900	314,600	375,200	399,200	423,500	447,500	476,100
42	245,000	258,000	273,100	316,400	377,300	400,300	424,800	448,100	476,500
43	246,300	259,000	274,400	318,300	379,400	401,300	426,100	448,800	476,900
44	247,500	260,100	275,600	320,200	381,400	402,300	427,300	449,400	477,300
45	248,800	260,700	276,700	321,900	383,100	403,500	428,300	450,200	477,600
46	249,900	261,800	278,100	323,800	384,800	404,700	429,000	450,900	
47	250,900	262,900	279,400	325,700	386,400	405,800	429,800	451,400	
48	251,800	264,000	280,800	327,500	388,100	407,000	430,600	451,900	
49	252,600	264,800	282,600	328,900	389,500	408,300	431,100	452,400	
50	253,700	266,000	284,300	330,500	390,500	409,100	431,500	452,700	
51	254,800	267,000	285,800	331,900	391,500	409,900	431,900	453,000	
52	255,900	268,100	287,200	333,600	392,500	410,600	432,200	453,400	
53	256,400	269,300	288,700	335,100	393,800	411,100	432,500	453,800	
54	257,600	270,100	290,300	336,800	394,900	411,800	432,900	454,000	
55	258,500	271,600	291,900	338,400	396,000	412,500	433,200	454,300	
56	259,600	272,800	293,400	340,200	397,300	413,100	433,500	454,500	
57	260,500	273,800	294,800	341,100	398,600	413,800	433,800	454,900	
58	261,500	275,300	296,500	342,800	399,400	414,200	434,100	455,100	
59	262,300	276,500	298,300	344,400	400,200	414,800	434,400	455,300	
60	263,300	277,900	300,100	346,000	400,900	415,400	434,700	455,500	
61	264,400	279,500	301,500	347,600	401,400	415,800	435,000	455,900	
62	265,100	281,100	303,300	349,300	402,100	416,300	435,300		
63	266,200	282,400	305,100	351,000	402,800	416,900	435,600		
64	267,100	283,900	306,800	352,700	403,500	417,400	435,900		
65	268,200	285,300	308,100	354,300	403,800	417,900	436,200		
66	269,400	286,500	309,800	356,000	404,500	418,500	436,500		
67	270,400	287,900	311,200	357,600	405,200	418,900	436,800		
68	271,300	289,100	312,900	359,200	405,800	419,400	437,100		
69	272,600	290,600	314,400	360,400	406,200	419,800	437,300		
70	274,000	292,100	315,800	361,800	406,700	420,100	437,600		
71	275,200	293,700	317,100	363,100	407,300	420,400	437,900		
72	276,500	295,300	318,600	364,500	407,800	420,700	438,200		
73	277,700	296,500	319,300	365,700	408,300	421,000	438,400		
74	278,900	297,900	320,900	366,900	408,700	421,300	438,800		
75	280,200	299,400	322,400	368,200	409,200	421,600	439,100		
76	281,200	300,900	324,100	369,500	409,700	421,900	439,400		
77	282,300	301,800	325,900	370,800	410,200	422,100	439,600		
78	283,500	303,300	327,600	372,000	410,700	422,400	439,900		
79	284,700	304,500	329,200	373,200	411,300	422,700	440,200		
80	285,700	306,000	330,800	374,400	411,800	423,000	440,500		

再任用職員以外の職員

議案第七号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

81	286,800	307,300	332,500	375,600	412,200	423,200	440,700
82	288,000	308,700	334,200	376,800	412,800	423,500	441,000
83	289,300	309,800	335,800	377,900	413,300	423,800	441,300
84	290,600	311,200	337,500	379,100	413,500	424,000	441,600
85	291,700	312,100	338,900	380,200	413,800	424,200	441,800
86	292,900	313,700	340,400	380,800	414,300	424,500	
87	293,800	315,000	341,900	381,300	414,600	424,800	
88	295,000	316,500	343,400	381,900	414,900	425,000	
89	296,000	318,000	344,700	382,500	415,200	425,200	
90	297,200	319,500	345,900	383,100	415,600	425,500	
91	298,300	320,900	347,200	383,700	416,000	425,800	
92	299,500	322,400	348,500	384,300	416,400	426,000	
93	300,000	323,700	349,900	384,600	416,700	426,200	
94	301,300	325,000	351,400	385,100			
95	302,400	326,400	352,900	385,700			
96	303,700	327,700	354,400	386,200			
97	304,800	328,900	355,800	386,600			
98	306,000	330,200	357,000	387,000			
99	307,200	331,500	358,100	387,600			
100	308,400	332,800	359,300	388,100			
101	309,600	334,200	360,400	388,500			
102	310,600	335,100	361,500	389,000			
103	311,700	336,200	362,600	389,600			
104	312,700	337,400	363,800	390,100			
105	313,600	338,500	365,000	390,400			
106	314,200	339,600	365,500	390,800			
107	314,800	340,600	366,100	391,300			
108	315,500	341,700	366,700	391,600			
109	316,000	342,900	367,300	391,900			
110	316,500	343,900	367,800	392,400			
111	317,000	344,900	368,300	392,900			
112	317,600	345,800	368,800	393,400			
113	318,400	346,700	369,200	393,700			
114	319,100	347,600	369,600	394,200			
115	319,800	348,600	370,200	394,700			
116	320,500	349,600	370,700	395,200			
117	321,100	350,600	371,100	395,500			
118	321,900	351,100	371,600	396,000			
119	322,600	351,700	372,200	396,500			
120	323,400	352,300	372,700	397,100			
121	324,000	352,600	372,900	397,500			
122	324,300	353,000	373,400	398,000			
123	324,800	353,500	373,900	398,400			
124	325,300	353,900	374,300	398,900			

125	325,600	354,300	374,800	399,300	305,800	320,000	343,600	378,800	410,500
126		354,700	375,300						
127		355,300	375,800						
128		355,700	376,300						
129		356,100	376,600						
130		356,500	377,100						
131		356,900	377,600						
132		357,300	378,100						
133		357,500	378,400						
134		358,000	378,900						
135		358,400	379,300						
136		358,700	379,700						
137		359,000	380,000						
138		359,400	380,500						
139		359,900	381,000						
140		360,400	381,500						
141		360,700	381,800						
142		361,200							
143		361,700							
144		362,200							
145		362,500							
再任用職員	242,100	253,800	257,900	289,300	305,800	320,000	343,600	378,800	410,500

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第3条関係) 教育職給料表

職員の区分	職務の級号	イ 教育職給料表(一)				
		1級	2級	3級	4級	5級
	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	160,400	204,500	264,700	331,900	417,900
	2	161,900	206,200	267,200	334,100	419,700
	3	163,400	207,800	269,500	336,200	421,500
	4	164,900	209,500	271,900	338,200	423,200
	5	166,500	211,300	274,400	340,400	424,700
	6	168,400	212,900	276,800	342,300	426,200
	7	170,200	214,600	279,000	344,500	428,100
	8	172,000	216,200	281,200	346,600	430,000
	9	173,700	218,000	283,300	348,300	431,800
	10	175,800	219,900	285,600	350,400	433,600
	11	177,800	221,800	288,000	352,500	435,500
	12	179,800	223,700	290,100	354,600	437,300
	13	181,700	225,200	292,500	356,800	439,100
	14	183,900	227,200	294,500	358,800	441,000
	15	186,100	229,200	296,400	360,800	442,800
	16	188,400	231,300	298,400	362,800	444,700
	17	190,600	233,100	300,500	364,400	446,400
	18	193,200	235,800	302,900	366,300	448,200
	19	195,700	238,500	305,400	368,100	450,000
	20	198,200	241,200	308,100	370,100	451,800
	21	200,700	243,800	310,300	371,700	453,400
	22	202,400	246,600	312,700	373,600	455,100
	23	204,100	249,200	315,000	375,400	457,000
	24	205,800	251,900	317,600	377,300	458,700
	25	207,300	254,400	320,200	378,600	460,400
	26	208,800	256,800	322,500	380,400	462,000
	27	210,500	259,300	324,700	382,200	463,600
	28	212,100	261,600	326,800	384,100	465,100
	29	213,600	264,200	329,000	385,900	466,600
	30	215,300	266,600	330,700	387,800	467,900
	31	217,000	268,800	332,800	389,700	469,200
	32	218,700	271,000	334,800	391,700	470,500
	33	220,100	273,200	336,600	393,400	471,700
	34	221,900	275,400	338,700	395,100	472,400
	35	223,700	277,600	340,800	396,700	473,100
	36	225,500	279,500	342,800	398,600	473,800
	37	227,000	281,800	344,900	399,800	474,400
	38	228,800	283,700	347,000	401,300	
		230,700	285,600	349,200	403,000	
		232,500	287,600	351,300	404,100	
39		234,200	289,300	353,200	405,800	
40		235,900	291,600	355,400	407,200	
41		237,500	293,900	357,300	408,500	
42		239,100	296,400	359,400	410,000	
43		240,500	298,400	361,200	411,600	
44		241,800	300,800	363,200	412,900	
45		243,100	303,000	365,100	414,400	
46		244,300	305,600	367,100	416,000	
47		245,700	307,900	368,700	417,700	
48		247,200	310,300	370,500	419,100	
49		248,400	312,600	372,400	420,700	
50		249,900	314,900	374,400	422,200	
51		251,000	317,100	376,200	423,900	
52		252,200	319,100	378,000	425,400	
53		253,600	321,100	379,800	427,000	
54		254,600	323,100	381,500	428,600	
55		255,900	325,000	383,000	430,100	
56		256,900	327,100	384,600	431,600	
57		258,000	329,200	386,300	432,800	
58		259,200	331,200	388,000	434,000	
59		260,500	333,300	389,200	435,200	
60		261,500	335,400	390,600	436,500	
61		262,900	337,600	392,000	437,800	
62		264,000	339,800	393,300	439,100	
63		265,300	341,500	394,700	440,300	
64		266,700	343,700	395,900	441,500	
65		268,100	345,700	397,400	442,700	
66		269,700	347,900	398,800	443,900	
67		271,100	349,700	400,100	445,100	
68		272,500	351,600	401,400	446,300	
69		273,800	353,600	402,800	447,500	
70		275,100	355,700	404,100	448,700	
71		276,200	357,300	405,400	449,800	
72		277,400	359,200	406,800	450,400	
73		278,700	361,000	408,200	450,900	
74		279,700	362,900	409,500	451,400	
75		280,900	364,700	410,700	451,900	
76		282,100	366,400	411,900		
77		283,300	368,100	413,200		
78		284,500	369,700	414,600		
79		285,600	371,200	415,900		
80		286,800	372,700	417,100		
81		288,000	374,200	418,100		
82						
83						

再任用職員以外の職員

84	289,200	375,600	419,300
85	290,200	376,700	420,500
86	291,300	378,100	421,700
87	292,300	379,500	422,900
88	293,500	380,800	423,900
89	294,600	382,100	425,000
90	295,700	383,400	426,000
91	296,900	384,600	427,000
92	298,100	385,900	428,000
93	298,600	387,200	428,900
94	299,600	388,300	429,700
95	300,700	389,600	430,500
96	301,900	390,800	431,300
97	302,900	392,200	432,100
98	304,000	393,200	432,500
99	305,000	394,300	432,900
100	306,100	395,300	433,300
101	307,000	396,200	433,700
102	308,100	397,300	434,000
103	309,200	398,400	434,300
104	310,200	399,500	434,600
105	310,800	400,200	434,900
106	311,700	401,100	435,200
107	312,500	402,000	435,500
108	313,400	402,900	435,700
109	314,300	403,700	435,900
110	314,700	404,600	436,200
111	315,100	405,400	436,500
112	315,600	406,200	436,700
113	316,200	406,800	436,900
114	316,600	407,500	437,200
115	317,100	408,200	437,500
116	317,600	408,900	437,700
117	318,200	409,500	437,900
118	318,700	410,000	
119	319,100	410,400	
120	319,600	410,800	
121	320,100	411,200	
122	320,500	411,500	
123	321,000	411,800	
124	321,500	412,000	
125	322,100	412,200	
126	322,400	412,500	
127	322,700	412,800	
128	323,000	413,000	

129	323,200	413,200			
130	323,500	413,500			
131	323,800	413,800			
132	324,100	414,000			
133	324,300	414,200			
134	324,500	414,500			
135	324,700	414,800			
136	325,000	415,000			
137	325,300	415,200			
138	325,500	415,500			
139	325,800	415,800			
140	326,100	416,000			
141	326,300	416,200			
142	326,500	416,500			
143	326,800	416,800			
144	327,000	417,000			
145	327,300	417,200			
146	327,500				
147	327,800				
148	328,100				
149	328,300				
150	328,500				
151	328,800				
152	329,100				
153	329,300				
再任用職員	234,600	275,000	303,700	331,900	416,200

備考1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

131	399,100					288,800	356,600	407,000	421,300
132	399,600					289,500	358,100	407,700	421,700
133	399,900					290,500	359,600	408,400	422,000
134	400,200					291,500	360,900	409,000	422,300
135	400,500					292,400	362,200	409,700	422,600
136	400,800					293,300	363,600	410,200	422,900
137	401,100					294,100	365,000	410,900	423,100
138	401,400					294,400	366,500	411,300	423,300
139	401,700					295,100	367,800	411,700	
140	402,000					295,800	369,100	412,000	
141	402,300					296,600	370,300	412,300	
142	402,600					297,400	371,300	412,600	
143	402,900					298,200	372,300	412,900	
144	403,200					299,000	373,300	413,200	
145	403,400					299,700	374,300	413,400	
146	403,700					300,600	375,200	413,600	
147	404,000					301,100	376,200	413,900	
148	404,200					301,600	377,200	414,200	
149	404,400					302,100	378,200	414,400	
150	404,700					302,300	379,000	414,600	
151	405,000					302,700	379,900	414,900	
152	405,200					303,000	380,800	415,200	
153	405,400					303,200	381,800	415,400	
154	405,700					303,400	382,600	415,600	
155	406,000					303,600	383,600	415,900	
156	406,200					303,900	384,600	416,200	
157	406,400					304,200	385,600	416,400	
再任用職員		225,700	271,800	298,800	325,200	406,200			

備考1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第3条関係)
研究職給料表

職員の区分	職務の職号	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
	1	146,700	196,100	282,500	333,200	389,700
	2	147,800	198,700	284,900	335,400	392,600
	3	149,000	201,100	287,300	337,400	395,200
	4	150,100	203,500	289,600	339,300	398,100
	5	151,200	206,000	291,900	341,100	400,200
	6	152,500	208,300	294,000	342,900	402,900
	7	153,800	210,600	296,000	344,900	405,600
	8	155,100	212,800	298,000	346,700	408,300
	9	156,100	214,900	300,100	348,400	410,800
	10	157,800	217,200	302,600	350,400	413,400
	11	159,400	219,700	305,200	352,500	416,100
	12	161,000	222,000	308,000	354,400	418,900
	13	162,400	224,000	310,100	356,500	421,500
	14	164,300	226,400	312,500	358,400	424,200
	15	166,200	228,800	315,000	360,200	427,000
	16	168,200	231,300	317,700	362,100	429,700
	17	169,900	233,500	320,300	363,800	432,200
	18	172,100	236,300	322,500	365,700	434,800
	19	174,300	239,200	324,500	367,400	437,300
	20	176,400	242,100	326,500	369,400	440,000
	21	178,500	244,600	328,700	370,900	442,500
	22	180,900	247,300	330,400	372,900	445,100
	23	183,200	249,800	332,300	374,600	447,700
	24	185,500	252,500	334,100	376,500	450,200
	25	187,600	255,200	336,000	377,900	452,400
	26	189,900	257,600	337,900	379,600	454,700
	27	192,000	259,900	339,700	381,500	457,200
	28	194,100	262,100	341,500	383,400	459,700
	29	196,200	264,700	343,400	385,100	462,200
	30	197,800	266,900	345,100	387,000	464,700
	31	199,600	268,800	346,600	388,900	467,200
	32	201,300	270,900	348,300	390,800	469,700
	33	203,100	272,700	349,500	392,400	472,000
	34	205,000	274,700	350,900	394,200	474,400
	35	206,900	276,800	352,200	395,800	476,800
	36	208,800	278,600	353,700	397,700	479,300
	37	210,300	280,500	354,900	398,900	481,800
	38	212,200	281,800	356,400	400,400	484,300
	39	214,100	283,000	357,600	401,800	486,700

再任用職員以外の職員

別表第5 (第3条関係) 医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号	給料月額			
		1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	250,400	335,800	400,000	472,800
	2	252,900	338,800	402,900	475,100
	3	255,400	341,700	405,500	477,300
	4	257,900	344,600	408,200	479,600
	5	260,100	347,300	410,800	481,900
	6	263,900	350,500	413,200	484,100
	7	267,700	353,600	415,900	486,300
	8	271,600	356,800	418,300	488,500
	9	275,200	359,600	420,500	490,500
	10	279,200	362,300	423,200	492,600
	11	283,200	365,400	425,800	494,700
	12	287,200	368,600	428,500	496,800
	13	291,000	371,500	430,900	498,900
	14	295,000	375,000	433,400	501,000
	15	298,900	378,000	435,800	503,100
	16	302,800	381,600	438,300	505,200
	17	306,500	385,200	440,400	507,300
	18	310,100	387,900	442,800	509,300
	19	313,700	390,400	445,100	511,300
	20	317,300	393,000	447,500	513,300
	21	320,900	395,800	449,000	515,100
	22	324,600	398,200	451,400	516,900
	23	328,100	400,700	453,700	518,800
	24	331,400	402,800	456,000	520,700
	25	334,900	404,800	458,000	522,500
	26	337,600	407,100	460,300	524,300
	27	340,200	409,300	462,500	526,100
	28	342,800	411,600	464,800	527,900
	29	345,600	413,900	466,900	529,500
	30	347,500	416,000	469,200	531,300
	31	349,700	418,000	471,500	533,100
	32	352,100	420,100	473,700	534,900
	33	354,300	422,000	475,700	536,500
	34	356,700	423,800	477,800	538,300
	35	358,800	425,600	479,900	540,000
	36	361,100	427,600	482,100	541,800
	37	363,300	429,500	484,200	543,400
	38	365,700	431,500	486,000	545,000

85	276,800	329,400	396,200	
86	277,900	329,900	396,700	
87	279,200	330,400	397,300	
88	280,400	330,900	398,000	
89	281,200	331,200	398,400	
90	282,400	331,700		
91	283,400	332,200		
92	284,600	332,700		
93	285,500	333,000		
94	286,500	333,400		
95	287,500	333,900		
96	288,500	334,400		
97	288,800	334,900		
98	289,700	335,400		
99	290,400	335,900		
100	291,300	336,400		
101	292,200	336,900		
102	292,900	337,400		
103	293,600	337,900		
104	294,300	338,400		
105	295,000	338,900		
106	295,500	339,300		
107	296,000	339,800		
108	296,500	340,200		
109	296,700	340,700		
110	297,100	341,100		
111	297,400	341,600		
112	297,700	342,000		
113	298,000	342,500		
114	298,300	342,900		
115	298,600	343,400		
116	298,900	343,800		
117	299,200	344,300		
118	299,600	344,700		
119	299,900	345,100		
120	300,300	345,500		
121	300,600	345,900		
再任用職員	218,000	259,300	284,200	385,300

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会等の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

84	481,200	538,100	
85	481,600	538,900	
86	482,200	539,800	
87	482,600	540,700	
88	483,100	541,600	
89	483,600	542,400	
90	484,200		
91	484,800		
92	485,200		
93	485,700		
94	486,300		
95	486,900		
96	487,500		
97	488,000		
再任用職員	339,400	393,900	467,100

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

39	367,900	433,400	487,800	546,500
40	369,900	435,400	489,600	548,100
41	372,200	437,200	491,300	549,600
42	373,400	439,100	493,100	551,000
43	374,800	440,800	494,900	552,400
44	375,900	442,600	496,700	553,700
45	377,100	444,400	498,300	554,900
46	378,500	446,200	500,000	555,900
47	380,000	448,000	501,800	556,900
48	381,500	449,700	503,600	557,900
49	382,600	451,500	505,200	558,900
50	383,600	453,200	506,500	559,800
51	384,600	455,000	507,800	560,700
52	385,400	456,800	509,100	561,600
53	386,300	458,700	510,100	562,400
54	387,200	459,900	511,400	563,300
55	387,900	461,100	512,700	564,200
56	388,800	462,300	514,000	565,100
57	389,500	463,500	515,000	566,000
58	390,400	464,500	515,800	567,000
59	391,200	465,500	516,600	567,900
60	392,000	466,500	517,400	568,600
61	392,500	467,300	518,300	569,500
62	393,000	468,000	519,100	570,400
63	393,400	468,700	520,000	571,300
64	393,900	469,400	520,800	572,200
65	394,200	470,100	521,700	573,100
66		470,800	522,700	
67		471,500	523,400	
68		472,100	524,300	
69		472,400	525,200	
70		473,100	526,000	
71		473,800	526,900	
72		474,500	527,800	
73		474,900	528,600	
74		475,500	529,500	
75		476,200	530,400	
76		476,900	531,100	
77		477,300	531,900	
78		477,900	532,800	
79		478,500	533,700	
80		479,000	534,600	
81		479,600	535,400	
82		480,100	536,300	
83		480,700	537,200	

再任用職員以外の職員

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円	151,400	188,900	224,100	250,200	281,700	327,800	372,000
2		152,800	190,500	225,700	251,400	283,600	329,800	374,700
3		154,200	192,100	227,300	252,600	285,700	332,000	377,300
4		155,600	193,700	228,900	254,000	287,700	334,200	380,000
5		156,800	195,200	230,400	255,200	289,800	336,000	382,400
6		158,600	196,700	232,000	256,400	291,900	338,200	385,100
7		160,300	198,300	233,500	257,600	293,800	340,200	387,700
8		161,900	199,800	235,100	258,600	295,800	342,400	390,400
9		163,500	201,400	236,200	259,900	297,800	344,200	392,500
10		165,200	203,100	237,700	260,700	299,800	346,300	394,800
11		166,800	204,700	239,100	261,700	301,800	348,400	397,100
12		168,600	206,400	240,300	262,700	303,800	350,500	399,300
13		170,100	207,800	241,900	264,000	305,800	352,000	401,400
14		172,000	209,400	243,300	265,200	307,700	354,000	403,400
15		174,000	211,000	244,500	266,800	309,800	356,000	405,400
16		175,900	212,600	245,900	268,200	311,800	358,000	407,500
17		177,800	214,000	246,700	269,700	313,900	359,800	409,300
18		179,600	215,600	247,900	271,400	315,900	361,800	411,300
19		181,400	217,300	249,100	273,200	318,000	363,800	413,200
20		183,300	219,000	250,200	274,900	320,100	365,800	415,300
21		185,100	220,300	251,600	276,700	321,900	367,600	417,100
22		186,600	221,800	252,500	278,400	323,900	369,600	418,700
23		188,200	223,200	253,500	280,100	325,700	371,700	420,300
24		189,700	224,700	254,600	281,700	327,700	373,800	421,800
25		191,300	226,100	255,800	283,500	329,400	375,200	423,300
26		192,600	227,500	257,000	285,200	331,300	377,000	424,600
27		194,100	228,800	258,400	287,000	333,300	378,800	425,900
28		195,500	230,200	259,900	288,600	335,300	380,500	427,200
29		197,000	231,500	261,300	290,300	336,600	382,300	428,500
30		198,200	232,900	262,900	292,100	338,400	383,800	429,700
31		199,500	234,400	264,500	293,900	340,100	385,400	430,900
32		200,800	235,800	266,000	295,800	341,900	387,100	432,000
33		202,200	236,800	267,400	297,500	343,600	388,400	433,200
34		203,600	238,100	269,100	299,200	345,400	389,700	434,400
35		204,900	239,100	270,700	301,000	347,300	391,000	435,600
36		206,300	240,300	272,400	302,800	349,100	392,200	436,800
37		207,400	241,600	273,900	304,100	350,900	393,300	438,100
38		208,700	242,900	275,400	305,800	352,600	394,500	439,000
39		210,000	244,000	277,000	307,300	354,200	395,600	439,400

議案第七号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

40	211,300	245,300	278,400	308,900	356,000	396,700	440,100
41	212,400	246,600	279,900	310,600	357,200	397,600	440,600
42	213,600	247,600	281,500	312,300	358,300	398,400	441,000
43	214,800	248,800	283,200	314,000	359,500	399,200	441,400
44	216,000	249,900	284,900	315,700	360,700	400,000	441,800
45	217,200	251,000	286,400	316,600	361,900	400,400	442,200
46	218,300	252,300	288,100	318,000	362,700	401,000	442,600
47	219,300	253,600	289,800	319,500	363,900	401,500	443,000
48	220,400	254,800	291,400	321,100	365,000	401,900	443,300
49	221,400	256,400	292,600	322,500	366,000	402,300	443,600
50	222,400	257,800	294,200	323,800	367,000	402,600	444,000
51	223,300	259,000	295,500	325,000	368,000	402,900	444,300
52	224,300	260,200	297,100	326,300	369,000	403,200	444,600
53	224,600	261,300	298,400	327,400	369,800	403,500	444,900
54	225,400	262,600	299,900	328,400	370,600	403,800	
55	226,100	263,900	301,300	329,500	371,500	404,100	
56	226,900	265,000	302,800	330,500	372,400	404,400	
57	227,600	265,800	303,800	331,000	373,900	404,700	
58	228,500	267,100	305,000	331,900	373,700	405,000	
59	229,200	268,400	306,200	332,700	374,500	405,300	
60	230,000	269,700	307,600	333,600	375,300	405,700	
61	230,900	270,600	308,900	334,400	375,700	405,900	
62	231,600	271,900	310,100	334,700	376,400	406,200	
63	232,500	273,200	311,400	335,300	377,100	406,500	
64	233,500	274,500	312,600	336,000	377,800	406,800	
65	234,100	275,300	314,100	336,600	378,200	407,000	
66	234,800	276,400	314,900	337,300	378,800		
67	235,500	277,300	315,700	338,000	379,500		
68	236,200	278,400	316,500	338,700	380,100		
69	236,900	279,400	317,100	339,400	380,500		
70	237,500	280,400	317,800	339,900	381,000		
71	238,100	281,500	318,500	340,500	381,500		
72	238,600	282,600	319,100	341,100	382,000		
73	239,300	283,200	319,800	341,400	382,600		
74	240,000	283,900	320,000	342,000	383,100		
75	240,700	284,400	320,600	342,500	383,700		
76	241,200	285,200	321,200	343,100	384,300		
77	241,600	286,000	321,800	343,600	384,800		
78	242,200	286,600	322,300	344,100	385,300		
79	242,800	287,200	322,800	344,600	385,800		
80	243,400	287,800	323,300	345,000	386,300		
81	243,700	288,500	323,900	345,300	386,600		
82	244,100	289,000	324,400	345,600	387,100		

再任用職員以外の職員

83	244,500	289,400	324,800	346,000	387,500
84	244,800	289,800	325,300	346,300	387,900
85	245,100	290,000	325,800	346,800	388,300
86		290,200	326,200	347,100	
87		290,400	326,400	347,400	
88		290,600	326,800	347,700	
89		291,000	327,200	348,100	
90		291,200	327,600	348,400	
91		291,400	328,000	348,800	
92		291,600	328,400	349,100	
93		292,000	328,700	349,500	
94		292,200	328,900	349,800	
95		292,400	329,300	350,100	
96		292,700	329,600	350,400	
97		293,100	329,800	350,700	
98		293,400	330,100	351,100	
99		293,600	330,400	351,500	
100		293,900	330,700	351,900	
101		294,200	330,900	352,400	
102		294,400	331,200	352,800	
103		294,600	331,600	353,200	
104		294,900	331,800	353,600	
105		295,200	332,000	354,100	
106			332,200		
107			332,600		
108			332,800		
109			333,000		
110			333,400		
111			333,800		
112			334,200		
113			334,400		
再任用職員	189,200	215,800	244,100	257,500	323,600
				282,800	365,900

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の給号	1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	3 級 給料月額 円	4 級 給料月額 円	5 級 給料月額 円	6 級 給料月額 円	7 級 給料月額 円
	1	165,700	192,900	240,800	263,300	287,800	330,900	375,000
	2	167,100	195,000	242,600	264,300	289,500	333,000	377,600
	3	168,600	197,100	244,400	265,200	291,100	335,000	380,300
	4	170,000	199,100	246,200	266,300	292,900	337,200	382,900
	5	171,400	201,200	247,600	266,800	294,600	339,200	385,100
	6	172,900	203,500	248,900	267,800	296,400	341,300	387,500
	7	174,400	205,800	250,000	268,600	298,100	343,400	389,800
	8	175,900	208,000	251,300	269,500	299,800	345,500	392,100
	9	177,100	210,300	252,300	270,600	301,700	347,000	394,100
	10	178,800	211,700	253,300	271,300	303,400	349,000	396,200
	11	180,400	213,100	254,200	272,500	305,100	350,900	398,500
	12	181,900	214,300	255,100	273,700	306,800	352,900	400,800
	13	183,300	215,700	256,300	275,000	308,300	354,800	402,700
	14	185,300	217,100	257,400	276,100	309,900	357,000	404,700
	15	187,300	218,600	258,200	277,300	311,700	359,100	406,900
	16	189,400	219,800	259,200	278,700	313,600	361,100	409,100
	17	191,500	221,200	259,700	280,000	315,300	363,100	411,100
	18	193,600	222,700	260,600	281,300	316,900	365,100	413,300
	19	195,700	224,200	261,600	282,300	318,600	367,200	415,500
	20	197,800	225,700	262,400	283,500	320,300	369,300	417,600
	21	199,800	226,800	263,300	285,100	321,700	371,000	419,500
	22	202,000	228,500	264,200	286,700	323,100	373,100	421,400
	23	204,200	230,300	265,100	288,000	324,700	375,200	423,200
	24	206,400	232,000	266,100	289,300	326,200	377,200	425,100
	25	208,300	233,300	267,300	290,600	327,600	379,200	426,800
	26	209,600	235,000	268,200	292,200	329,000	380,800	428,400
	27	210,800	236,700	269,400	293,900	330,500	382,700	430,100
	28	212,100	238,400	270,600	295,400	332,100	384,600	431,700
	29	213,300	240,000	271,900	296,700	333,200	386,400	433,000
	30	214,400	241,400	273,300	298,300	334,700	388,100	434,300
	31	215,700	242,700	274,800	299,900	336,100	390,000	435,900
	32	216,900	243,800	276,100	301,600	337,600	391,800	437,400
	33	218,200	245,000	277,700	303,000	339,200	393,500	439,200
	34	219,500	246,100	279,100	304,500	340,700	395,200	440,800
	35	220,800	247,000	280,300	306,100	342,300	397,100	442,200
	36	222,100	248,100	281,500	307,700	343,800	398,800	443,600
	37	223,200	249,000	283,100	309,000	345,500	400,400	444,700
	38	224,600	250,100	284,300	310,400	347,100	402,100	446,000
	39	225,900	251,000	285,700	311,800	348,600	403,900	447,300

40	227,300	252,100	286,900	313,500	350,200	405,700	448,700
41	228,200	252,500	288,200	315,000	351,400	407,200	449,700
42	229,600	253,400	289,700	316,400	352,900	408,700	450,400
43	231,100	254,300	291,200	317,800	354,400	410,200	451,200
44	232,500	255,000	292,800	319,300	355,900	411,500	451,800
45	233,700	255,800	294,100	320,100	357,500	412,600	452,700
46	235,100	256,700	295,500	321,500	358,500	413,700	453,400
47	236,400	257,600	297,000	322,900	360,000	414,800	454,200
48	237,700	258,600	298,500	324,400	361,300	416,000	455,000
49	238,700	259,600	299,600	325,500	362,700	417,300	455,700
50	239,800	260,600	300,900	326,900	364,100	418,400	456,400
51	240,800	261,800	302,100	328,200	365,400	419,600	457,100
52	241,900	263,000	303,500	329,500	366,800	420,700	457,900
53	242,800	264,100	304,900	330,900	368,300	421,900	458,700
54	243,900	265,500	306,200	332,300	369,500	422,900	459,500
55	244,800	266,800	307,600	333,700	370,600	424,000	460,200
56	245,800	268,100	309,000	335,000	371,800	425,100	460,900
57	246,500	269,600	309,800	335,900	372,900	426,200	461,700
58	247,500	271,100	311,000	337,200	373,800	426,700	
59	248,200	272,600	312,200	338,400	374,800	427,300	
60	249,000	274,000	313,700	339,700	375,800	427,700	
61	249,800	275,400	314,800	340,800	376,400	428,300	
62	250,800	276,700	316,100	341,700	377,200	428,800	
63	251,600	278,100	317,400	342,900	378,000	429,200	
64	252,600	279,200	318,600	344,200	378,800	429,700	
65	253,500	280,600	319,900	345,300	379,500	430,300	
66	254,300	282,100	321,200	346,500	380,200	430,700	
67	255,400	283,600	322,500	347,700	381,000	431,000	
68	256,300	285,100	323,800	348,800	381,700	431,300	
69	257,100	286,200	324,500	349,800	382,300	431,700	
70	258,100	287,700	325,600	350,800	382,900		
71	259,000	289,200	326,700	351,900	383,600		
72	260,000	290,600	327,600	353,000	384,200		
73	261,400	291,600	328,900	353,800	384,900		
74	262,700	293,000	329,600	354,900	385,400		
75	263,800	294,200	330,700	356,100	386,000		
76	264,900	295,500	331,900	357,200	386,500		
77	265,900	296,900	333,000	357,900	386,900		
78	266,900	298,200	334,200	358,700	387,500		
79	268,100	299,400	335,300	359,500	388,000		
80	269,100	300,700	336,500	360,200	388,300		
81	270,000	301,200	337,600	360,800	388,600		
82	271,000	302,400	338,700	361,300	389,100		

議案第七号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

83	272,200	303,500	339,700	361,900	389,500
84	273,300	304,700	340,800	362,400	389,800
85	274,100	305,800	341,700	363,000	390,100
86	275,000	307,000	342,700	363,500	390,600
87	276,100	308,200	343,600	364,100	391,100
88	277,200	309,300	344,600	364,600	391,500
89	278,000	310,600	345,600	365,000	391,800
90	278,900	311,800	346,400	365,400	392,200
91	279,700	313,000	347,200	366,000	392,700
92	280,700	314,300	348,000	366,500	393,100
93	281,600	315,100	348,600	366,800	393,500
94	282,600	315,800	349,200	367,300	
95	283,500	316,500	349,900	367,700	
96	284,500	317,100	350,500	368,000	
97	285,100	317,800	350,900	368,600	
98	285,900	318,100	351,300	369,100	
99	286,500	318,700	351,800	369,600	
100	287,400	319,400	352,200	370,100	
101	288,200	319,800	352,700	370,700	
102	289,000	320,400	353,100	371,200	
103	289,800	321,000	353,600	371,700	
104	290,600	321,600	354,000	372,100	
105	291,300	322,000	354,300	372,700	
106	291,800	322,500	354,800	373,200	
107	292,300	323,000	355,300	373,700	
108	292,800	323,500	355,600	374,200	
109	293,000	323,900	356,100	374,800	
110	293,300	324,300	356,600	375,200	
111	293,500	324,600	357,100	375,700	
112	293,900	324,900	357,600	376,200	
113	294,200	325,300	358,100	376,800	
114	294,400	325,700	358,600		
115	294,800	326,100	359,100		
116	295,100	326,400	359,500		
117	295,400	326,600	359,900		
118	295,700	326,900	360,300		
119	296,000	327,300	360,800		
120	296,400	327,500	361,300		
121	296,700	327,700	361,700		
122	297,100	328,000	362,200		
123	297,400	328,300	362,700		
124	297,800	328,600	363,200		
125	298,000	328,800	363,500		

再任用職員以外の職員

126	298,200	329,100
127	298,500	329,500
128	298,900	329,700
129	299,100	329,900
130	299,400	330,100
131	299,800	330,500
132	300,200	330,700
133	300,400	331,000
134	300,700	331,400
135	301,100	331,800
136	301,400	332,200
137	301,600	332,500
138	301,900	332,900
139	302,300	333,300
140	302,600	333,700
141	302,800	334,000
142	303,200	334,400
143	303,600	334,700
144	303,900	335,100
145	304,100	335,400
146	304,300	335,800
147	304,600	336,200
148	305,000	336,600
149	305,200	336,900
150	305,400	337,300
151	305,700	337,700
152	306,000	338,100
153	306,400	338,400
154	306,600	
155	306,800	
156	307,100	
157	307,400	
158	307,700	
159	308,000	
160	308,300	
161	308,700	
162	309,000	
163	309,300	
164	309,600	
165	310,000	
166	310,300	
167	310,600	
168	310,900	

議案第七号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

169	311,300						
再任用職員	235,700	256,000	263,200	273,500	289,800	327,000	371,500

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第一号中「百分の九十七・五」を「百分の九十五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百十五」に改める。

(一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十七年石川県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項から第六項までの規定中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第1 (第6条関係)
第1号任期付研究員給料表

号給	給料月額	額
1	398,000	円
2	457,000	
3	517,000	
4	598,000	
5	695,000	
6	794,000	

別表第2 (第6条関係)
第2号任期付研究員給料表

号給	給料月額	額
1	332,000	円
2	368,000	
3	395,000	

別表第3 (第6条関係)
特定任期付職員給料表

号給	給料月額	額
1	376,000	円
2	423,000	
3	473,000	
4	535,000	
5	610,000	
6	712,000	
7	833,000	

第四条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第四項から第六項までの規定中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十」に改める。

(知事、副知事給与条例等の一部改正)

第五条 次に掲げる条例の規定中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

- 一 知事、副知事給与条例(昭和二十二年石川県条例第三号)第三条第二項
- 二 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第五十二号)第四条第二項ただし書
- 三 識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例(昭和三十五年石川県条例第十一号)第六条第二項ただし書

第六条 次に掲げる条例の規定中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十」に改める。

- 一 知事、副知事給与条例第三条第二項
- 二 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例第四条第二項ただし書
- 三 識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例第六条第二項ただし書

(石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部改正)

第七条 石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例(昭和三十二年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

第八条 石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条及び第八条の規定は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定(一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第一から別表第五までの改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定及び第三条の規定(一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員等条例」という。)別表第一から別表第三までの改正規定に限る。)による改正後の任期付研究員等条例の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。
- 3 第一条の規定(給与条例第二十条第二項第一号中「百分の九十二・五」を「百分の九十七・五」に、「百分の百十二・五」を「百分の百十七・五」に改める部分に限る。)による改正後の給与条例の規定、第三条の規定による改正後の任期付研究員等条例(次項において「新任期付研究員等条例」という。)第八条第四項から第六項までの規定、第五条の規定による改正後の知事、副知事給与条例(附則第五項において「新知事、副知事給与条例」という。)、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例(同項において「新教育長給与等条例」という。)及び識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例(同項において「新監査委員給与等条

例」という。)並びに第七条の規定による改正後の石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例(附則第六項において「新議員報酬等条例」という。)の規定は、令和元年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

4 第一条の規定による改正後の給与条例(以下この項において「新給与条例」という。)又は新任期付研究員等条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例又は第三条の規定による改正前の任期付研究員等条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ新給与条例又は新任期付研究員等条例の規定による給与の内払とみなす。

5 新知事、副知事給与条例、新教育長給与等条例又は新監査委員給与等条例の規定を適用する場合には、第五条の規定による改正前の知事、副知事給与条例、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例又は識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ新知事、副知事給与条例、新教育長給与等条例又は新監査委員給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

6 新議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第七条の規定による改正前の石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の規定に基づいて支給された給与は、新議員報酬等条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

7 附則第四項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(石川県職員退職手当条例の一部改正)

8 石川県職員退職手当条例(昭和二十九年石川県条例第五号)の一部を次のように改正する。
第十二条第一項第二号中「(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

提案理由

石川県人事委員会の令和元年十月十七日付け勧告等に鑑み、一般職の職員の給料及び勤勉手当の額の改定を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第八号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和元年十二月三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第一条 石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和三十六年石川県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の一項を加える。

- 4 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「三年を超えない範囲内」とあるのは、「法第二十二條の二第一項及び第二項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(石川県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第二条 石川県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和三十六年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「給料の額」の下に「(地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例(令和元年石川県条例第号)第二条第四項に規定する報酬の基本額)」を加える。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「職員」の下に「法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。」を加え、「並びに地方公務員法」を「並びに法」に改める。

第二十五條の見出し中「臨時職員及び非常勤職員」を「臨時的に任用された職員」に改め、同条中「臨時職員及び非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)」を「臨時的に任用された職員」に改める。

議案第八号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第四条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年石川県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

五 給料を支給される職員 法第二条第四項に規定する平均給与額の例により実施機関が知事と協議して定める額

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第五条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年石川県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

(石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第六条 石川県職員等の育児休業等に関する条例(平成四年石川県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「している職員」の下に「(地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第八条中「した職員」の下に「(地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

(公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例の一部改正)

第七条 公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例(平成十四年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

(石川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第八条 石川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年石川県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「占める職員」の下に「及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員」を加える。

(石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第九条 石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十二年石川県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「もの及び」を「もの、」に改め、「法律第二百六十一号」の下に「第二十二條の二第一項の規定により採用されたもの(同項第一号に掲げる者に限る。)&及び同法」を加える。

第十四条に次のただし書を加える。

ただし、企業管理規程で定める職員には支給しない。

本則に次の一条を加える。

(会計年度任用職員についての適用除外)

第二十四条 第四条、第六条、第六条の三、第六条の四、第八条、第八条の二、第十三条の二、第十五条、第十六条及び第十八条の規定は、地方公務員法第二十二条の二第二項の規定により採用された職員(同項第一号に掲げる者に限る。)には適用しない。

2 第四条、第六条、第六条の三、第六条の四、第十三条の二、第十五条及び第十六条の規定は、地方公務員法第二十二条の二第二項の規定により採用された職員(同項第二号に掲げる者に限る。)には適用しない。

附 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 第四条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度創設に伴い、関係条例の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第九号

石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例について

石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例を次のように制定する。

令和元年十二月三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十四条第五項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十二条及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和三十七年法律第二百八十九号）附則第五項の規定により、別に定めるものを除き、法第二十二條の二第二項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に対する報酬、費用弁償、給料及び手当に関する事項並びに法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員（以下「技能労務職員」という。）のうち会計年度任用職員である者の給与の種類及び基準に関する事項を定めることを目的とする。（第一号会計年度任用職員の報酬等）

第二条 法第二十二條の二第二項第一号に掲げる職員（技能労務職員を除く。以下「第一号会計年度任用職員」という。）に対しては、報酬及び期末手当を支給する。

2 前項の報酬の額は、月額、日額又は時間額で定める。

3 第一項の報酬の額は、職務の内容及び一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の給与との権衡を考慮し、別表に掲げる業務の種別の区分に応じ、同表に定める月額を超えない範囲内において、次項の規定により算定した報酬の基本額並びに給与条例に規定する初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬であつて人事委員会規則で定めるところにより支給するものの合計額とする。

4 前項の報酬の基本額は、次の各号に掲げる第一号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において人事委員会規則で定めるところにより任命権者が決定する。

一 月額で報酬を定める第一号会計年度任用職員 勤務一月につき、別表に掲げる業務の種別の区分に応じ、同表に定める月額に、当該第一号会計年度任用職員について定められた一月当たりの勤務時間を百六十二・七五で除して得た数を乗じて得た額

二 日額で報酬を定める第一号会計年度任用職員 勤務一日につき、別表に掲げる業務の種別の

区分に応じ、同表に定める月額を二十一で除して得た額に、当該第一号会計年度任用職員について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額

三 時間額で報酬を定める第一号会計年度任用職員 勤務一時間につき、別表に掲げる業務の種類の区分に応じ、同表に定める月額を百六十二・七五で除して得た額

(第一号会計年度任用職員の期末手当)

第三条 前条第一項の期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する第一号会計年度任用職員(人事委員会規則で定める者を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。

2 給与条例第十九条第二項の規定は、第一号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、同項中「期末手当基礎額」とあるのは、「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、第一号会計年度任用職員の期末手当に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(第一号会計年度任用職員の費用弁償)

第四条 第一号会計年度任用職員に対しては、次に掲げるときに要する費用を弁償する。

- 一 勤務のため、当該第一号会計年度任用職員の住居と在勤する公署との間を往復するとき。
- 二 職務のため旅行したとき。

2 前項第一号に掲げるときにおける費用弁償の額及び支給方法は、一般職員の通勤手当との権衡を考慮し人事委員会規則で定めるところにより任命権者が決定する。

3 第一項第二号に掲げるときにおける費用弁償の額及び支給方法は、石川県職員等の旅費に関する条例(昭和三十九年石川県条例第四号)の例による。

(第二号会計年度任用職員の給料等)

第五条 法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員(技能労務職員を除く。以下「第二号会計年度任用職員」という。)に対しては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(給与条例第十一条の三の規定による手当を含む。第八条第二項において同じ。)、へき地手当(給与条例第十一条の五の規定による手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当を支給する。

2 前項の給料の額は、月額で定める。

3 第一項の給料の額は、職務の内容及び一般職員の給料との権衡を考慮し、別表に掲げる業務の種類の区分に応じ、同表に定める月額を超えない範囲内において人事委員会規則で定めるところにより任命権者が決定する。

4 第一項に規定する手当は、一般職員の例により支給する。ただし、人事委員会規則で定める者には、期末手当を支給しない。

(支給方法等)

第六条 会計年度任用職員の報酬及び給料の計算期間は、月の一日から末日までの期間とする。

- 2 前項の報酬及び給料は、月額報酬及び給料にあつては一般職員の例により、日額又は時間額の報酬にあつては翌月の十日までに支給する。
- 3 所定の勤務日数又は勤務時間数の全部又は一部について勤務しない場合は、給与条例第十二条第一項に規定する場合に該当するときを除き、その勤務しない一時間につき、人事委員会規則で定める基準により算出した勤務一時間当たりの報酬額（第二号会計年度任用職員にあつては、勤務一時間当たりの給料及び手当額）を減額する。
- 4 前三項に規定するもののほか、報酬、給料及び手当の支給方法等に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(特例)

第七条 特別な事情があると認められる会計年度任用職員に対して支給する報酬、費用弁償、給料及び手当の額については、第二条から第五条までの規定にかかわらず、任命権者が人事委員会と協議して定める額とする。

(会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与の種類及び基準)

- 第八条 法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員である技能労務職員に支給する給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。
- 2 法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員である技能労務職員に支給する給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。
- 3 前二項の給与の額及び支給方法は、第一号会計年度任用職員及び第二号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当の額及び支給方法を基準とし、その職務と責任の特殊性を考慮して知事が規則で定める。

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

別表（第二条、第五条関係）

業務の種類	月額
給与条例別表第一（行政職給料表）の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務及び単純かつ補助的な業務	給与条例別表第一（行政職給料表）に定める一級における最高の号給の給料月額

給与条例別表第三イ（教育職給料表（一）） の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務	給与条例別表第三イ（教育職給料表（一）） に定める一級における最高の号給の給料月額
給与条例別表第三ロ（教育職給料表（二）） の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務	給与条例別表第三ロ（教育職給料表（二）） に定める一級における最高の号給の給料月額
給与条例別表第五イ（医療職給料表（一）） の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務	給与条例別表第五イ（医療職給料表（一）） に定める一級における最高の号給の給料月額
給与条例別表第五ロ（医療職給料表（二）） の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務	給与条例別表第五ロ（医療職給料表（二）） に定める二級における最高の号給の給料月額
給与条例別表第五ハ（医療職給料表（三）） の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務	給与条例別表第五ハ（医療職給料表（三）） に定める二級における最高の号給の給料月額

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度創設に伴い、会計年度任用職員に対する報酬、費用弁償、給料及び手当に関する事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第十号

石川県手数料条例の一部を改正する条例について

石川県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年十二月三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県手数料条例の一部を改正する条例

石川県手数料条例（平成十二年石川県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表二十七の項1中「第四条第二項」を「第四条第三項」に、「一万九千三百円」を「一万四千四百円」に改め、同項4中「一万七千九百円」を「一万八千五百円」に改め、同表三十五の項3ロ(5)中「三百四十円」を「二百八十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和二年一月一日から施行する。ただし、別表二十七の項の改正規定は、同年三月一日から施行する。
- 2 二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であつて、前項ただし書に規定する規定の施行の日前に二級建築士試験に合格したもの（沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百十五号）第百条の規定により二級建築士の免許を受けられることができる者を含む。）又は木造建築士試験に合格したものに対するこの条例による改正後の別表二十七の項の規定の適用については、同項1中「一万四千四百円」とあるのは、「一万九千三百円」とする。

提案理由

家畜の予防注射接種方法の変更に伴い、手数料の額を改定する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第11号

当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）の定めるところにより、令和2年度中に当せん金付証券を総額10,500,000千円の範囲内において発売する。

令和元年12月3日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第12号

「財産の取得について」の議決の一部変更について

平成30年第5回石川県議会定例会において議決された議決第34号「財産の取得について」（消防防災ヘリコプター）のうち、その一部を次のように変更する。

令和元年12月3日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

取得金額「2,041,200,000円」を「2,079,000,000円」に改める。

議案第13号

財産の取得について

金沢港クルーズターミナルにおける旅客受入の用に供するため、次の財産を取得する。

令和元年12月3日提出

- 1 財産の種類及び数量
移動式伸縮通路 一式
- 2 取得金額 149,600,000円
- 3 取得の相手方

能美市浜町ヌ167番地

小松マテレーレ株式会社

代表取締役会長兼社長 中山賢一

石川県知事 谷 正 憲

議案第14号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和元年12月3日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

施設の名称	指定管理者	指定期間
金沢港クルーズターミナル KCSコンソーシアム 代表者 金沢市南町2番1号 株式会社 ケイ・シイ・エス 代表取締役 谷 内 一 夫 構成員 金沢市南町2番1号 太平ビルサービス株式会社 代表取締役 狩 野 伸 彌		令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

議案第15号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和元年12月3日提出

石川県知事 谷 正 憲

1 工事の名称 主要地方道 金沢美川小松線 地方道改築4類工事（手取川橋梁A1ーP3上部工）

2 契約金額 924,000,000円

3 契約の相手方

駒井ハルテック・北都特定建設工事共同企業体

代表者 大阪府大阪市西区立売堀四丁目2番21号

株式会社 駒井ハルテック

代表取締役 田 中 進

上記代理人 東京都台東区上野一丁目19番10号

株式会社 駒井ハルテック東京本社

常務取締役 川 本 俊 彦

構成員 白山市福留町555番地

株式会社 北都鉄工

取締役社長 小池田 康 秀

議案第16号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和元年12月3日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 工事の名称 一般国道415号 国道改築6類工事（(仮)羽咋トンネル1工区）

2 契約金額 1,232,000,000円

3 契約の相手方

北都・宮下・勝二特定建設工事共同企業体

代表者 金沢市泉本町五丁目88番地

株式会社 北都組

代表取締役社長 竹 腰 勇ノ介

構成員 輪島市門前町走出3の50番地

宮下建設株式会社

代表取締役 山下 勇 人

構成員 羽咋郡宝達志水町小川巻部284番地1

勝二建設株式会社

代表取締役 勝 二 麻 里

議案第17号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和元年12月3日提出

石川県知事 谷 正 憲

1 工事の名称 一般国道415号 国道改築6類工事（(仮)羽咋トンネル2工区）

2 契約金額 1,243,000,000円

3 契約の相手方

真柄・石田・小倉特定建設工事共同企業体

代表者 金沢市彦三町一丁目13番43号

真柄建設株式会社

取締役社長 真柄 卓 司

上記代理人 金沢市彦三町一丁目13番43号

真柄建設株式会社北陸事業部

常務取締役事業部長 松 野 勉

構成員 羽咋郡志賀町栢木ノの25番地の1

石田工業株式会社

代表取締役 石 田 章

構成員 羽咋市柳橋町五俵刈5番地

議案第十七号 請負契約の締結について（一般国道四一五号 国道改築六類工事（仮）羽咋トシネル二工区）

小倉建設株式会社

代表取締役社長 小倉 一 夫

報告第1号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和元年12月3日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第5号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

平成30年第1回石川県議会定例会において議決された議決第11号「請負契約の締結について」（東京国立近代美術館工芸館移転整備工事（建築）のうち、その一部を次のように変更する。

令和元年10月30日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

契約金額「1,350,000,000円」を「1,364,740,000円」に改める。

報告第2号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和元年12月3日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第8号

損害賠償額の決定について

令和元年6月24日発生のある車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和元年11月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

- | | | |
|---|-----------|---------|
| 1 | 相手方 | ■■■■■ |
| 2 | 賠償額 | 34,465円 |
| 3 | 賠償責任発生の事実 | |

令和元年6月24日午後2時40分頃、白山市宮永町432番地1駐車場において、石川中央保健福祉センター非常勤嘱託細木和牧の運転する小型乗用自動車（黒色）が駐車中の■■■■■所有の小型乗用自動車に接触し、同車に損害を与えたもの

報告第4号

損害賠償額決定の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和元年12月3日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第6号

損害賠償額の決定について

平成30年10月10日発生による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和元年11月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

- | | | |
|-------------|---|----------------|
| 1 相手方 | ■■■■■
■■■■■ | ■■■■■
■■■■■ |
| 2 賠償額 | 946,150円 | |
| 3 賠償責任発生の事実 | 平成30年10月10日午後9時33分頃、小松市園町ハ42番地1先交差点において、小松警察署警部補安田啓佑の運転する小型乗用自動車が■■■■■の運転する■■■■■所有の小型乗用自動車と衝突し、同車に損害を与え、同車に対し3日間の通院加療を要する被害を与えたもの | |

